

医療 DX を活用した保健事業の取組に対する財政支援にかかる FAQ

【第2版】

第 2 版:令和8年 6 月 29 日

第 1 版:令和8年 4 月 24 日

目 次

1. 対象事業等

対象事業・対象経費・補助割合 p.1～2

2. 手続等

スケジュール p.3

申請・交付・報告 p.3～5

他の補助金等との重複 p.6

1. 対象事業等

● 対象事業・対象経費・補助割合

1-1. どのような事業、経費が補助対象または対象外となるか。

(答)

本事業の補助対象となる事業および事業例については、別表 1-1および 1-2(p.7～12)をご参照ください。また、補助対象となる経費は、例に掲げる事業に対し、令和 8 年度に支出した保健事業費となります。

補助対象外となる経費の具体例については、別表 2(p.13)をご参照ください。このほか、セミナー講師等の賃金、謝金の上限については別表3(p.14)をご確認ください。

申請事業の経費について、事務所費など保健事業費以外の科目で支出した場合は、年度末までに支出科目を保健事業費に更正(変更)してください。支出科目の更正にあたって保健事業費の予算が不足する場合は、予算変更が必要となります。

なお、実績報告において保健事業費以外の科目で支出した経費は補助の対象外となり、次年度に補助金の返還を求める場合があります。

1-2. 令和 8 年度の補助割合を知りたい。

(答)

別添資料「令和8年度医療 DX を活用した保健事業の取組等強化事業について(概要)」をご参照ください。

1-3. 昨年度実施した事業が好評だったので、今年度も継続したい。新規事業ではないが補助対象となるか。

(答)

新規事業・既存事業を問わず、令和 8 年度に実施した保健事業が補助対象となります。8 年度は新規事業による補助割合の追加はありません。

1-4. 事業所の取組みに対して健保組合が支出した助成金は補助対象か。

(答)

健保組合が事業運営に関与せず、事業主に対して補助金等を支出するだけにとどまる事業は、本補助金の対象外です。

1-5. 事業主が福利厚生で実施している事業は補助対象になるか。

(答)

事業主単独で実施する事業は対象外です。コラボヘルスにより健保組合も共同で実施する事業であれば補助対象となります。この場合、連名で実施するだけでなく、健保組合も費用を負担した場合に、当該組合負担分を補助対象とします。

ただし、健保組合が事業運営自体に関与せず、事業主に対して補助金等を支出するだけにとどまる事業は、本補助金の対象外です。

※新設

1-6. 複数の健保組合が共同で実施する保健事業(コンソーシアム)は補助対象になるか。

(答)

複数の健保組合による共同事業は補助対象です。ただし、申請は各健保組合が個別に申請する必要があります。8 年度はコンソーシアムによる補助割合の追加はありません。

2. 手続等

● スケジュール

2-1. 申請・交付スケジュールを知りたい。

(答)

以下のとおりです。基本的に令和 7 年度医療 DX 補助金と同様です。

	時期	備考
1. 事業実施計画書の提出	R8.6. 29～7.31	計画書に基づき補助可否を審査します。審査結果は 10 月頃にご案内します。
2. 交付申請書の提出	R8.12～R9.1 頃	1 の計画書が承認された事業について交付申請書の提出をお願いします。対象の健保組合に対して 12 月上旬にご案内します。
3. 補助金の交付	R9.3(下旬)	健保連に登録している交付金交付事業の口座へ振込みます。

2-2. 実績報告のスケジュールを知りたい

(答)

以下のとおりです。基本的に令和 7 年度医療 DX 補助金と同様です。

	時期	備考
4. 実績報告書の提出	R9.4～5 頃	補助金の交付を受けた全ての組合が対象です。
5. 補助金の追加交付・返還	R9.夏以降	4 の報告に基づき補助金の追加交付・返還が生じます。
6. 消費税の報告	R10.4～5 頃	補助金の交付を受けた全ての組合が対象です。
7. 消費税の返還	R10.夏以降	6 の報告に基づき消費税の仕入控除税額分の返還が生じた組合が対象です。

● 申請・交付・報告

2-3. 申請時に、あらかじめ準備する書類はあるか。

(答)

事業実施計画書・交付申請書・実績報告書は所定のエクセル様式であり、原則として添付書類は必要ありません。

ただし、健保連での審査にあたり、必要に応じて申請額の算出根拠となる書類の提出を求めることがありますのでご注意ください。

2-4. 申請する個別の事業についてデータヘルス計画に反映する必要があるか。

(答)

本補助金で申請する事業はデータヘルス計画へ反映する必要があります。申請する個別の事業とデータヘルス計画の事業とを本補助金の申請時にデータヘルス・ポータルサイト上で紐づけてください。

その際、必ずしも事業名が一致する必要はなく、複数の申請事業を包含してデータヘルス計画を策定しても差し支えありません。

2-5. 事業実施計画の段階で交付見込額を把握できるか。

(答)

事業実施計画書・交付申請書の様式で交付見込額を確認できます。ただし、申請総額が予算を超過した場合は交付率を乗じるため、最終的な交付額と一致しない場合があります。

※更新

2-6. 組合ごとの補助限度額や申請事業数の上限はあるか。

(答)

1組合あたりの補助限度額はありません。また、申請事業数の上限もありません。

なお、複数の事業を同一のアプリで実施する場合、二重申請はできません。

2-7. 事業実施計画申請・交付申請が却下されることはあるか。

(答)

国の交付要綱・実施要綱、取扱通知等にもとづき健保連が審査を行い、補助要件を満たさない事業は却下となります。

申請内容に疑義がある場合は個別に照会しますのでご対応をお願いします。

2-8. 事業実施計画申請や実績報告に記載する金額は消費税込でよいのか。

(答)

消費税込の金額となります。

2-9. 事業実施計画や交付申請時で記載する支出予定額は、概算でよいのか。

(答)

前年度の実績や他事業の参加実績等を踏まえ、可能な限り適正な所要額を見込んでください。

2-10. 事業実施計画または交付を申請したのち、年度途中で計画の上振れ・下振れや、事業の変更・中止が生じた場合はどのようにすればよいか。

(答)

申請後、事業に大幅な変更・中止が生じた場合は事務局へご連絡ください。

2-11. 翌年度の実績報告にもとづき、追加交付または返還はあるか。

(答)

令和 9 年 5 月末までに実績を報告してください。交付時点での補助金の額が実績報告額を超えるときは、その超える額を健保連に返還していただきます。

実績報告額にもとづいて追加交付を行う場合があります。

2-12. 補助金の収入科目はどこに計上するのか。

(答)

収入科目は、「(款)国庫補助金収入(項)国庫補助金収入(目)高齢者医療支援金等負担金助成事業費」です。

2-13. 委託事業者からの請求はいつまでに受領すればよいか。

(答)

本補助金は、健保組合が出納整理期間を含めて令和 8 年度会計で支出した保健事業費に対して補助します。このため、令和 9 年 3 月 31 日までに委託事業者から請求書を受領したうえで、令和 9 年 4 月 30 日までに令和 8 年度会計から支出する必要があります。

2-14. 消費税に関する報告は必要か。

(答)

本補助金を受けた事業の完了後、消費税および地方消費税の申告により、本補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が 0 円の場合を含む)は、健保連が定める様式により、令和10年4～5 月末までに報告が必要です。また、仕入控除税額があることが確定した場合は、当該仕入控除税額を返還する必要があります。詳細につきましては、令和10年 4 月頃にご案内する予定です。

● 他の補助金等との重複

2-15. 他の国庫補助金で助成を受けている事業は補助対象になるか。

(答)

国の公募事業(PFS 事業※等)に応募し採択された事業など、他の国庫補助金を受けて行われている事業については、本補助金の対象外となります。

合わせて、健保連が実施している組合運営サポート事業で支援を受けているものは、本補助金の対象外となります。

※ 高齢者医療運営円滑化等補助金「レセプト・健診情報等を活用したデータヘルス推進事業」の成果連動型民間委託契約方式保健事業 等

2-16. 健保連の都道府県連合会が実施している国庫補助金を活用した共同事業または都道府県連携事業における受益者負担分(健保負担額)は申請できるか。

(答)

健保連都道府県連合会が、国庫補助金を財源として実施する共同事業の受益者負担は、本補助金の対象外となります。国庫補助金ではなく、健保連の各種助成金(組合運営サポート事業を除く)や連合会の会費収入を財源として実施している共同事業にかかる受益者負担は、本補助金の対象となります。

別表1-1:主な補助事業例(申請区分 1) ※更新

【補助対象となる事業の考え方】

- ・令和 8 年度支出科目 保健事業費で支出した経費であり、レセプト・健診データ(PHR 等のライフログデータを含む)等の分析を行い、分析結果に基づき健康課題を把握し、対象者(被保険者および被扶養者)に対する保健事業であること(別添概要資料および FAQ.1-1 参照)。
- ・ただし、上記を行った上で、事業内容にかかる理解を深めるために実施する管理職等を対象とした健康教育やセミナー、および女性特有の健康課題について男性の理解を促進することを目的として実施するセミナーについても補助対象とする。

※ICT を活用した保健事業も対象事業に含む。なお、健診結果およびレセプト等のデータを活用しない ICT を活用した保健事業については、申請区分2(2割)で申請可能。

※事業実施のためのデータ分析・抽出にかかる費用については補助対象とするが、データ分析のみで保健事業を伴わない場合は対象外とする。

事業例		概要
①	各種保健指導の実施 (特定保健指導以外)	目的： 行動変容の促進と重症化予防の推進 事業： 健康リスク保有者に対する保健指導(特定保健指導以外) 例)・40 歳未満の特定保健指導予備群への個別支援 ・前期高齢者への運動・栄養指導 対象： 健診結果や問診票等で健康リスクが確認された加入者 効果： 生活習慣の改善、疾病発症抑制、中長期的な医療費抑制
②	問診票等の健診データを 活用した事業	目的： 個々の健康課題への対応と重症化予防の推進 事業： 健診結果や問診票等に基づく健康課題(性差・メンタル・睡眠・ロコモ等)への個別支援 例)・ロコモ対策としての身体機能チェックや運動指導 ・メンタルヘルスや睡眠改善を目的とした健康相談・支援 対象： 健診結果や問診票等で健康リスクが確認された加入者 効果： 生活習慣の改善、労働生産性の向上(プレゼンティズム・アブセンティズムの改善等)
③	禁煙対策事業	目的： 喫煙者の減少と喫煙関連の疾病予防 事業： 禁煙指導、禁煙相談、禁煙プログラムへの参加勧奨 例)・禁煙サポートプログラム(禁煙指導時に、サンプルとしてその場で使用する禁煙ガム等、ニコチンパッチの費用を含む) 対象： 健診結果や問診票等で禁煙支援が必要と判断された加入者 効果： 喫煙関連の疾病発症抑制

④	歯科対策事業	目的： 歯科疾患の予防と口腔機能維持の推進 事業： 歯科疾患の予防支援、歯科指導 例)・歯周病リスク保有者へのブラッシング指導(指導の一環として使用する歯磨きセット、サンプルとして配布するキシリトール配合ガムにかかる経費を含む) 対象： 健診結果や問診票等で口腔リスクが確認された加入者 効果： 歯科疾患の予防、口腔機能の維持
⑤	健康相談事業	目的： 健康課題の早期把握と生活習慣改善の推進 事業： 医師・保健師等による電話・対面・オンラインによる健康相談 例)・メンタル不調者に対するカウンセリング、電話・対面相談、チャットアプリでの健康相談 対象： 健診結果や問診票等で健康支援が必要と判断された加入者 効果： 健康課題の早期発見・介入、生活習慣の改善、メンタル不調者の減少
⑥	適正受診・適正服薬支援事業	目的： 受診・服薬の適正化の推進 事業： 頻回受診者・重複多剤服薬者・OTC 医薬品切替可能者等への個別通知と適正化支援 例)・頻回受診者への適正受診勧奨事業 ・重複多剤服薬者への適正服薬事業 ・OTC 医薬品切替・リフィル処方せんの周知事業 ・症状に応じた OTC 医薬品の提案・相談と購入支援サービス(ECサイトの導入費、運用費を含む) ・ジェネリック医薬品への切替による差額通知(医療費通知に差額通知をあわせて掲載する場合、当該差額通知にかかる費用を切り分けられる場合に限り補助対象とする) 対象： レセプトデータで適正化が必要と判断された加入者 効果： 受診・服薬の適正化、ポリファーマシー解消、通院負担軽減、中長期的な医療費抑制
⑦	重症化予防事業	目的： 生活習慣の改善および重症化予防の推進 事業： 健診結果や問診票等に基づく血糖・血圧・体重・活動量・睡眠等の生活習慣改善支援・重症化予防支援 例)・ヘルスリテラシー向上のためのセミナー(食事・運動・睡眠等) ・生活活動量向上を目的とした運動教室 ・持続グルコース測定器(CGM)を活用した血糖データの把握と生活習慣改善支援プログラム(CGM の購入費を含む) ・リースのスマートウォッチ等のウェアラブル端末を活用した生活習慣改善支援プログラム ・食事改善プログラム(行動変容を促すことを目的として配布する糖質制限食のサンプル品にかかる経費を含む) 対象： 健診結果や問診票等で生活習慣病リスクおよび糖尿病重症化リスクを有すると判断された加入者 糖尿病性腎症等の患者への事業については※の要件に該当するものを補助対象とする 効果： 生活習慣の改善、重症化予防、新規透析患者の減少 ※CGM による血糖値のモニタリング等を活用する、糖尿病性腎症等の患者への重症化予防事業については、以下の要件に該当するものを補助対象とし、国の「令和8年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金」として申請する場合は補助対象外とする。

		糖尿病性腎症等の患者への重症化予防事業について 糖尿病性腎症等の患者への重症化予防事業については、「令和8年度高齢者医療制度円滑運営事業実施要綱」に準じ、以下の要件に該当するものを補助対象とする。 1. 糖尿病性腎症患者については、実施される保健指導が、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」(令和6年3月28日改定 日本医師会日本糖尿病対策推進会議厚生労働省)(以下「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」という。)に基づいた方法で行われるものであること。 2. その他の対象者については、以下の考え方に基いて対象者を抽出(ただし、対象者を絞る場合には、例えば、より多くの疾患を併発している者を優先)し、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に準じる方法で行われるものであること。 (ア) いずれか3つ以上の生活習慣病(高血圧症、脂質異常症、糖尿病、高尿酸血症、慢性腎臓病)を併発している者を対象とする。 (イ) 生活習慣病の罹患の有無については、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の選定条件に準じ、参考1の別表で示す検査値、現在の受診状況又は過去の受診状況のいずれかが該当するか否かで判定する。 参考 1:令和8年度高齢者医療制度円滑運営事業実施要綱 https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001688110.pdf 参考 2:糖尿病性腎症重症化予防プログラム https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001232706.pdf
⑧	女性の健康課題対策事業	目的： 女性特有の健康課題への対応 事業： 月経困難症や更年期等の女性特有の健康課題に応じた支援 例)・BMI で「やせ」に該当する女性に対する食事や運動等の生活習慣改善指導 ・女性特有の健康課題に関する相談・サポート ・フェムテックアプリ等を活用した事業(経産省「フェムテック等サポートサービス実証事業」等を活用した事業等)(生理・PMS 症状把握や妊活のタイミングを把握するための使い切りタイプのフェムテックデバイスにかかる経費を含む) 対象： 健診結果や問診票等で健康支援が必要と判断された女性の加入者 効果： 生活習慣の改善、疾病発症抑制、重症化予防、ウェルビーイングの向上、労働生産性の向上(プレゼンティーズム・アブセンティーズムの改善等)

【補足】

別表1-1に掲げる事業例について、各事業の実施および円滑な推進を目的として、当該事業内容にかかる理解を深めるために実施する管理職等を対象とした健康教育やセミナー、および女性特有の健康課題について男性の理解を促進することを目的として実施するセミナーについては補助対象とするものとし、対象者については別表1-1に掲げる事業例に限定せず、当該事業の推進上必要と認められる者とする。

例) ・若年層への保健指導事業を円滑に実施するため、当該事業に対する理解促進および就業時間中に保健指導を受けやすい職場環境の整備を目的として、管理職を対象として実施するセミナー

・女性の健康課題対策にかかる保健事業を円滑に実施するため、PMS、更年期等の女性特有の健康課題について男性の理解を促進し、職場における配慮や環境整備の推進を図ることを目的として、男性を対象として実施するセミナー

別表1-2:主な補助事業例(申請区分2) ※更新

【補助対象となる事業の考え方】

・令和 8 年度支出科目 保健事業費で支出した経費であり、被保険者および被扶養者に対して実施した、ICT を活用した保健事業であること(別添概要資料および FAQ.1-1参照)。

・ただし、上記を行った上で、事業内容にかかる理解を深めるために実施する管理職等を対象とした健康教育やセミナー、および女性特有の健康課題について男性の理解を促進することを目的として実施するセミナーについても補助対象とする。

※「ICT を活用した保健事業」とは、健保組合がアプリ等を活用して実施する、対象者に対するプッシュ型の働きかけおよび ICT を活用した健康相談等の双方向型の保健事業を指す。なお、メールによる連絡や事業へのウェブ利用による参加申込のみの場合は、業務の IT 化に留まるため対象外とする。ただし、ウェブによる申込に加えて、チャット等の ICT を活用した受診勧奨等の働きかけが行われている場合は対象とする。ICT と非 ICT を併用する事業は、ICT の利用が半数程度見込まれる場合は対象とする(例:オンラインと電話を併用した健康相談事業 等)。

※事業実施のためのデータ分析・抽出にかかる費用については補助対象とするが、データ分析のみで ICT を活用した保健事業を伴わない場合は対象外とする。

※事業実施のための案内チラシやホームページでの案内にかかる費用は、例外的に補助対象とする。

	事業例	概要
①	健康管理アプリを活用した保健事業支援	目的： 加入者のヘルスリテラシーの向上と保健事業への参加促進 事業： 保健事業の ICT 基盤として、多機能の健康管理アプリ(健診結果閲覧、個別通知、情報発信、保健事業参加支援、PHR 機能等)を活用した保健事業 例)・アプリによる未受診者への個別受診勧奨 ・アプリによる行動記録(歩数・食事・睡眠等)を活用したセルフケアプログラム ・運動不足の解消や生活習慣改善の一環として実施するアプリによる健康増進プログラム(アプリ上での周知・申込にかかる費用を含む) ・健康に関する動画配信・e-learning(視聴後のアンケートや理解度テスト等が必要) 対象： 全加入者 効果： 保健事業イベントの参加率向上、生活習慣の改善、健保組合の業務効率化
②	ICT を活用した保健指導の実施(特定保健指導以外)	目的： 行動変容の促進と重症化予防の推進 事業： ICT を活用した健康リスク保有者に対する保健指導(特定保健指導以外) 例)・PHR 等のアプリを活用した若年層保健指導 ・オンラインでの前期高齢者への運動・栄養指導 対象： 健康リスクを有する加入者 効果： 生活習慣の改善、疾病発症抑制、中長期的な医療費抑制

③	ヘルステックを活用した重症化予防事業	目的：生活習慣の改善および重症化予防の推進 事業：ウェアラブル端末や生体データセンサー等を活用した血糖・血圧・体重・活動量・睡眠等の生活習慣改善支援 例)・リースのスマートウォッチ等のウェアラブル端末を活用した生活習慣改善支援プログラム ・持続グルコース測定器(CGM)を活用した血糖データの把握と ICT を活用した生活習慣改善支援プログラム(CGM の購入費を含む) 対象：生活習慣病リスクおよび糖尿病重症化リスクを有する加入者 糖尿病性腎症等の患者への事業については※の要件に該当するものを補助対象とする 効果：生活習慣の改善、重症化予防、新規透析患者の減少 ※CGM による血糖値のモニタリング等を活用する、糖尿病性腎症等の患者への重症化予防事業については、以下の要件に該当するものを補助対象とし、国の「令和8年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金」として申請する場合は補助対象外とする。 糖尿病性腎症等の患者への重症化予防事業について 糖尿病性腎症等の患者への重症化予防事業については、「令和8年度高齢者医療制度円滑運営事業実施要綱」に準じ、以下の要件に該当するものを補助対象とする。 1. 糖尿病性腎症患者については、実施される保健指導が、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」(令和6年3月28日改定 日本医師会日本糖尿病対策推進会議厚生労働省)(以下「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」という。)に基づいた方法で行われるものであること。 2. その他の対象者については、以下の考え方に基いて対象者を抽出(ただし、対象者を絞る場合には、例えば、より多くの疾患を併発している者を優先)し、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に準じる方法で行われるものであること。 (ア) いずれか3つ以上の生活習慣病(高血圧症、脂質異常症、糖尿病、高尿酸血症、慢性腎臓病)を併発している者を対象とする。 (イ) 生活習慣病の罹患の有無については、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の選定条件に準じ、参考1の別表で示す検査値、現在の受診状況又は過去の受診状況のいずれかが該当するか否かで判定する。 参考1:令和8年度高齢者医療制度円滑運営事業実施要綱 https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001688110.pdf 参考2:糖尿病性腎症重症化予防プログラム https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001232706.pdf
④	ICT を活用した女性の健康課題に関する保健事業	目的：女性特有の健康課題への対応 事業：ICT を活用した月経困難症や更年期等の女性特有の健康課題に応じた支援 例)・フェムテックアプリ等を活用した事業(経産省「フェムテック等サポートサービス実証事業」等を活用した事業等)(生理・PMS 症状把握や妊活のタイミングを把握するための使い切りタイプのフェムテックデバイスの購入費を含む) ・女性特有の健康課題に関するオンライン健康相談 対象：女性の加入者 効果：生活習慣の改善、疾病発症抑制、重症化予防、ウェルビーイングの向上、労働生産性の向上(プレゼンティズム・アブセンティズムの改善等)
⑤	ICT を活用した適正受診・適正服薬支援事業	目的：受診・服薬の適正化の推進 事業：ICT を活用した頻回受診者・重複多剤服薬者・OTC 医薬品切替可能者等への個別通知と行動適正化支援 例)・お薬手帳アプリによる重複多剤服薬者への服薬整理 ・症状に応じた OTC 医薬品の提案・相談と購入支援サービス(OTC 医薬品を購入できる EC サイトの導入費、運用費を含む) ・ICT を活用したジェネリック医薬品への切り替えに伴う差額通知(紙と ICT による差額通知を併用している場合、紙による差額通知にかかる費用を切り分けられる場合に限り補助対象とする) 対象：レセプトデータで適正化が必要と判断された加入者 効果：受診・服薬行動の適正化、ポリファーマシー解消、通院負担軽減、中長期的な医療費抑制

⑥	ICTを活用した禁煙対策事業	目的：喫煙者の減少と特定保健指導新規流入者の減少 事業：ICTを活用した禁煙支援 例)・アプリによる禁煙プログラム ・オンライン禁煙指導・禁煙相談 対象：禁煙支援が必要な喫煙者 効果：喫煙関連疾患の予防
⑦	ICTを活用したメンタル対策事業	目的：メンタル不調者の早期把握と個別支援 事業：ICTを活用したメンタル課題に応じた支援 例)・アプリによるストレス・睡眠状態のチェックとセルフケアの提案 ・オンラインカウンセリング(うつ病、更年期、育児等) ・子育てに不安を抱える保護者への子育てサポート相談 対象：全加入者 効果：メンタル不調者への早期介入、ストレス軽減、労働生産性の向上(プレゼンティーズム・アブセンティーズムの改善等)
⑧	ICTを活用した歯科対策事業	目的：歯科疾患の予防と口腔機能維持の推進 事業：ICTを活用した口腔状態の把握や歯科疾患の予防支援 例)・歯科予防アプリを活用した歯科対策(口腔写真のAI診断、歯科医師へのオンライン相談機能等) 対象：全加入者 効果：歯科疾患の予防、口腔機能の維持

【補足】

別表1-2に掲げる事業例について、各事業の実施および円滑な推進を目的として、当該事業内容にかかる理解を深めるために実施する管理職等を対象とした健康教育やセミナー、および女性特有の健康課題について男性の理解を促進することを目的として実施する、オンライン等のICTを活用したセミナーについては補助対象とするものとし、対象者については別表1-2に掲げる事業例に限定せず、当該事業の推進上必要と認められる者とする。

- 例) ・若年層への保健指導事業を円滑に実施するため、当該事業に対する理解促進および就業時間中に保健指導を受けやすい職場環境の整備を目的として、管理職を対象として実施するオンラインセミナー
- ・女性の健康課題対策にかかる保健事業を円滑に実施するため、PMS、更年期等の女性特有の健康課題について男性の理解を促進し、職場における配慮や環境整備の推進を図ることを目的として、男性を対象として実施するオンラインセミナー

別表2:補助対象外となる経費と具体例 ※更新

補助対象外となる経費と具体例	
● 機関紙による周知・広報にかかる費用 事業実施案内も含めて機関紙による周知・広報はすべて対象外 例)・機関紙に掲載した事業実施案内にかかる費用 ● 事業実施案内以外のホームページ・イントラネットにかかる費用 保守などの一般的なホームページ・イントラネットにかかる費用は対象外 例)・一般的なホームページの更新費用 (ホームページでの事業実施案内については別表 1-2【補助対象となる事業の考え方】参照) ● インセンティブにかかる費用(参加者へ付与する記念品等も含む) 個人の経済的利益になるポイント付与等は対象外 例)・事業参加者へのポイント付与にかかる費用 ・事業参加者へ配布する記念品(タオルやティッシュ等)にかかる費用 ● 診療費、薬剤費 診療費や医療機関が処方する薬剤費等、療養の保険給付の対象となるものと重複する経費は対象外 例)・禁煙ガム・ニコチンパッチ等の禁煙補助薬の費用 (禁煙指導時にサンプルとして使用する禁煙ガム等については別表 1-1③参照) ・虫歯予防を目的としたフッ素塗布の費用 ・医薬品の購入費 ・低用量ピル等の購入費 ● 治療中や服薬中の疾患に関する分野の予防事業 医療管理下における疾患についてはかかりつけ医等の指導に従うものとし対象外 例)・高血圧で治療中または服薬中の加入者に対する保健指導にかかる費用	● 健診・検査・測定費、ワクチン接種費 既存の保険給付や公費制度との重複を避け、制度間の役割分担を明確にする観点から補助対象外 例)・すべての健診・検診費(郵送検診含む) ・健診・検診の会場費 ・禁煙外来の診療費、検査費 ・子宮頸がんワクチンの接種費 ・骨密度測定や体力年齢測定等にかかる測定費(機器のリース費は対象) ● 備品・事務用品等の一般的な消耗品の購入費 申請事業以外に転用できる一般的な備品・事務用品等の購入費は対象外 例)・パソコンやプリンターの購入費 ・ペン、コピー用紙等の購入費 ● 端末や機器の購入費用(リース費は対象) 申請事業以外に転用できる端末や機器の購入費は対象外 例)・スマートウォッチ等のウェアラブル端末の購入費 ・血圧計や骨密度測定機器の購入費 ● 食品・サプリメント代 個人消費にあたる物品の購入費は対象外 例)・高血圧改善のための食品やサプリメントの購入費 (食事指導や歯科指導の一環として使用する食品については別表 1-1④および⑦参照) ● 事業主を対象とした取組・事業にかかる費用 事業主の経営活動の一環として実施される事業にかかる経費は対象外 例)・事業主との会議・打合せ費用 ・健康経営の推進費用等 ● 具体的な保健事業を伴わないデータ分析費用 例)・データヘルス計画作成のための医療費分析

別表3:セミナー講師等の賃金、謝金の上限 ※更新

・賃金は、下表を上限とします。一律に全額を計上せず、対象事業の業務が占める割合に基づいて算出してください。

医師等の賃金	50,000 円/日
保健師・健康運動指導士の賃金	20,000 円/日

・謝金は、1 講演(約2時間)あたり、下表を上限とします。

医師、大学教授相当	100,000 円
大学准教授、講師相当、研究職、専門職等に準ずる者	70,000 円
保健師、管理栄養士相当、国家資格有資格者	40,000 円

・賃金・旅費は、保健事業費から支出している場合に限り、対象事業に要する経費が補助の対象です。

・旅費は、講師等に支払う会場までの交通費に限り補助対象です。